

年金受給権者現況届（現況届）

お客様が、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認する、とても大切な届です。

Q 診断書の付いた現況届が届いたとき。

A 現況届に合わせて、医師の証明を受けた診断書を提出しましょう。

予め、診断書の提出時期を確認しておくことも大切です。診断書の提出時期は、年金決定通知書（年金決定通知書・支給額変更通知書）に「次回診断書提出年月」として表示されています。

Q 海外居住者が現況届を提出するとき。

A 現況届に合わせて、在留証明、居住証明等を提出しましょう。

在留証明、居住証明等は、誕生日を含めて過去6ヶ月以内に証明を受けたものが有効です。

Q 現況届が届かないとき。

A 現況届は、誕生日の月初めに送付されます。

誕生日の7日を過ぎても届かないときは、以下の方法で入手して必ず提出しましょう。

電話：ねんきんダイヤル（0570-05-1165：通話料は有料です。）

窓口：年金事務所、街角の年金相談センター

ただし、次の場合は、現況届を提出する必要がないので、届きません。

- 1.年金の決定を受けてから1年以内のとき
- 2.年金の全部が停止されているとき
- 3.停止されていた年金を受けられるようになってから1年以内のとき
- 4.障害年金を受けている方で、障害の程度が変わったことによる年金額の増減から1年以内のとき
- 5.住民基本台帳ネットワークの活用により、ご生存が確認できるとき

Q 現況届をなくしたとき。

A 以下の方法で入手して、必ず提出しましょう。

電話：ねんきんダイヤル（0570-05-1165：通話料は有料です。）

窓口：年金事務所、街角の年金相談センター

Q 現況届の提出を期限までに提出しなかったとき。

A 現況届は、誕生日の末日までに日本年金機構に届くように発送してください。

現況届を提出期限までに届けていない場合は、年金の支払が一時的に止まります。速やかに提出しましょう。

一時的に止まった年金の支払は、現況届が日本年金機構に届いてから2か月ほどで、さかのぼって支払われます。